# 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2025年度）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

## Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

### （１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

#### ①　乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる乗合バス車両 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| ノンステップバス | ・2025年度、ノンステップバスを２５台導入する。<br>（内、フリースペースを設けた車両を２台導入する。） | ２５台導入した。<br>（内、フリースペースを設けた車両２台導入） |

#### ②　乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供 | 車いす固定用装置やスロープによる必要な役務を行えるよう、職員の教育・訓練を実施する。次世代型電動車いす対応や大型二人乗りベビーカー対応について教育を行う。 | 新人運転士実技48名<br>その他運転士実技7名<br>実　施 |

#### ③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| サポートマネージャー研修 | 指導教育実施者の運行管理者、補助者に対しては順次、交通エコモ財団主催の「交通サポートマネージャー」認定研修」に参加する。 | ４名受講<br>（内、上級４名） |

#### ④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 車内における情報提供 | 車内行先表示機のモニターの大きさを、22インチから27インチに変更していく。 | ２５台変更した。 |

#### ⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 車いす・ベビーカーご利用のお客様に対して、円滑な対応の教育訓練 | 新人乗務員全員対象に新人運転訓練においてバリアフリー研修を実施しているが内容を充実させる。その他の乗務員に対しても、適宜バリアフリーに関する教習を実施し、内容を充実させる。 | 新人運転士実技48名<br>その他運転士実技7名<br>実　施 |

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| バス車内・ホームページで告知 | 当社ホームページにより利用できることを表示する。また、車両用ステッカーにより利用できることを表示する。 | 実施中 |

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・「お客様窓口」においてお客様のご意見、ご要望等を社内で共有し取組改善に活用している。
・管轄路線を運行している区、市のバリアフリー会議に出席している。
・本社の運輸部をバリアフリーの主管部とし推進している。

（３）報告書の公表方法

・自社ホームページで公開

（４）その他

## Ⅱ　乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（　2026年3月31日現在）

| | 総車両数 | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 | | | | | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | ノンステップバスの車両数 | ワンステップバスの車両数 | その他の車両数 | | 計 | 基準適用除外認定車両数 | | | その他の車両数 | | |
| | | | | | 計 | スロープ板を備えたもの / リフトを備えたもの | | 計 | うちスロープ板を備えたもの | うちリフトを備えたもの | 計 | うちスロープ板を備えたもの | うちリフトを備えたもの |
| 前年度車両数 | 386 | | 305 | 59 | 0 | | 22 | 21 | 2 | | 1 | | |
| 年度内に供用を開始した車両数 | | | 25 | | 0 | | 1 | 1 | | | 0 | | |
| 年度内に供用を廃止した車両数 | | | 22 | 3 | 0 | | | | | | 0 | | |
| 年度末車両数 | 387 | | 308 | 56 | 0 | | 23 | 22 | 2 | | 1 | | |

## Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

| | |
|---|---|
| （１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 | ○ |
| （２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。<br>①中小企業者でない。<br>②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | |

# 移動等円滑化取組報告書（貸切バス車両）

（2025年度）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

## Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

### （Ⅰ）移動等円滑化に関する措置の実施状況

#### ①　貸切バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる貸切バス車両 | 現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| エレベーター付きバス | 事業計画を基に新車導入時にエレベーター付きバスの導入を検討する。 | 実績なし |

#### ②　貸切バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対　策 | 現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 職員等の操作が必要な設備を用いた役務の提供 | エレベーター付き車両の取り扱い及び車椅子固定用装置の取り扱いが行えるよう、教育、訓練を実施する。 | 運転士12名<br>ガイド 1名<br>実施 |

#### ③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対　策 | 現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 利用方法の掲載 | エレベーター付き車両を利用したことがない利用者のために、乗降方法等についてウェブサイトで紹介する。 | 当社ホームページにおいて掲載している。 |

#### ④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対　策 | 現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| エレベーター付きバスの予約方法の周知 | エレベーター付きバスの予約方法について、ウェブサイトを利用して周知する。 | 当社ホームページにおいて掲載している。 |

#### ⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対　策 | 現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| 訓練の実施 | エレベーター付き車両の取り扱いについて、適宜、訓練を実施する。 | 運転士12名<br>ガイド　1名<br>実施 |

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての貸切バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対　策 | 現行計画の内容<br>（計画対象期間及び事業の主な内容） | 前年度の実施状況 |
|---|---|---|
| ホームページ等による告知 | 当社ホームページによりエレベーター付き車両であり、利用できることを表示する。 | 実施中 |

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・お客様窓口ウェブサイトを活用している。
・適宜、エレベーター取り扱い等の訓練を実施している。
・本社の運輸部をバリアフリーの主管部として推進している。

（３）報告書の公表方法

自社ホームページにより公開

（４）その他

## Ⅱ　貸切バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2026年3月31日現在）

| | 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | ノンステップバスの車両数 | リフト付きバスの車両数 | スロープ付きバスの車両数 | その他の車両数 |
| 前年度車両数 | 2 | 1 | 1 | | |
| 年度末車両数 | 2 | 1 | 1 | | |

## Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

| | |
|---|---|
| （１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。 | |
| （２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。<br>①中小企業者でない。<br>②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | |